

診療に伴い発生する試料及び診療情報等の医学研究等への利用について

○はじめに

本院を受診された患者さんの診療に伴い発生する試料及び診療情報等（検査試料、生体組織、摘出標本、レントゲンや静止画、動画などを含む画像データ）について、臨床研究に利用させていただく場合があります。（臨床研究は高岡市民病院倫理委員会で審査され承認されています。）

○診療に伴い発生する試料及び診療情報等の利用について

診療に伴い発生する試料及び診療情報等は、診療に必要なものとして採取・保管されますが、その後診療上不必要となった場合でも医学研究の大切な資料となります。これらの試料や診療情報等は、病気の発生や進行、再発及び予後との関係や、病気の治療に対する効果や副作用などについて研究する目的で利用させていただく場合があります。

○研究対象の拒否について

診療に伴い発生する試料及び医療情報等の解析を行う場合、新たに何かをしていただくといったお願いをすることはありません。もし参加を拒否される場合でも、今後の診療等において不利益を受けることは一切ありません。研究を拒否する場合は、お手数ですが担当者にご連絡ください。

○プライバシーの保護

研究にご協力をいただいた個人が特定されるような情報は厳重に保護され、外部に出ることはありません。ただし研究の成果は、提供者本人やその家族の氏名などが明らかにならないようにしたうえで、学会や学術雑誌及びデータベース上で発表されることがあります。

○参加することの知的財産権及び費用について

研究によっては、その結果において知的財産権が生じることが考えられます。このような場合に、その権利は研究者あるいは当院に属するものであり、患者さん個人には属さないという立場を取ります。他の研究機関でも同様です。また、今回の対象となる研究は、あなたの診療に影響を与えることなく、費用もかかりません。

○問合せ

医学研究等について解らないことや心配なことがありましたら、いつでもご相談ください。

（問合せ窓口 総務課 0766-23-0204（代） 内線2247）
高岡市民病院長